

避難行動要支援者制度のご案内

避難行動要支援者制度とは？

災害が発生した際、自力で避難したり情報を得たりすることが難しく、手助けが必要な方々（避難行動要支援者）の名簿を作成し、その名簿を活用して、支援が必要な人を行政区（町内会）など身近な人たちで支え合い・助け合うしくみです。

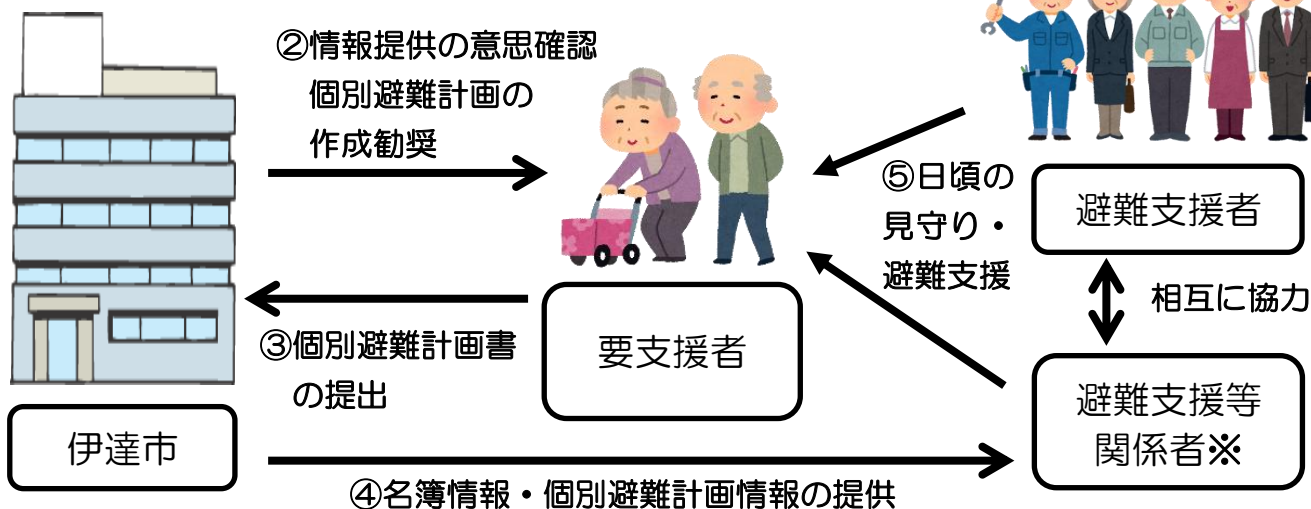
制度の対象となる人は？

- (1) 75歳以上の高齢者のみで生活する世帯の方
- (2) 介護保険の要介護3以上で居宅で生活されている方
- (3) 身体障がい者手帳の障がい程度が1級又は2級の方
- (4) 療育手帳の障がい程度がAの方
- (5) 精神障がい者保健福祉手帳の障がい程度が1級又は2級の方
- (6) その他市長が特に避難支援などが必要と認める方

避難支援の流れ

※1 対象者名簿：上記(1)～(5)に該当する方の名簿

①対象者名簿(※1)の作成



※避難支援等関係者 ○民生児童委員 ○伊達地方消防組合 ○伊達警察署 ○行政区
○伊達市社会福祉協議会 ○地域包括支援センター ○地域自治組織 ○自主防災組織

個別避難計画とは？

個別避難計画には、災害時の避難について、避難支援者の情報、避難場所、配慮事項など、要支援者本人（もしくはその家族）に考えてもらい、計画として作成するものになっております。自分自身の身の安全を守る「自助」の第一歩として作成を推進しております。

避難支援者とは？

災害が起きた時に、要支援者のもとに駆け付けることができ、安否確認、避難誘導などの支援ができる、近所の方をお願いすることが望ましいとされております。みなさまに提供する情報の中には、要支援者がだれに避難支援者を頼んでいるかも確認することができますので、その避難支援者とも協力し支援をお願いします。

避難行動要支援者名簿の活用方法

名簿情報の提供に同意をした方の情報は、平常時から避難支援等関係者（※）へ共有することができることになっております。平常時から共有をすることで、地域など周囲の人たちが協力して助け合う「共助」につながると考えております。地域にて想定される名簿情報の活用方法は以下のとおりです。あくまでも例ですので、地域の実情に応じた活用を検討していただければと思います。

- ・要支援者への支援をだれが、どう支援するかを町内会や自主防災組織の打ち合わせの際に、事前に話し合う
- ・要支援者がどこに住んでいるのかを、地区で作成する「防災マップ」などに落とし込みをする
- ・地区で開催する防災訓練の際に、要支援者へも声がけをし、参加を促す
- ・災害時、避難所が開設した場合には、要支援者の中でだれが避難をしてきて、だれが避難できていないのかを確認する。避難できていない人へ連絡を取るなどの支援を行う

民生児童委員は、基本的に平常時支援（見守り活動など）を行います。民生児童委員は1人でかなり広い地区を担当しておりますので、市社協や包括と連携し、地域の方の身近な相談役として、見守り活動をお願いします。災害時には担当地区全体の状況把握や関係機関へつなぐ役割などを担うことが想定されます。町内会、自主防災組織などの一員として協力をしていただくようお願いします。

また、災害時には、対象となっている方（同意なしの方も含む）の情報を、避難支援等関係者（※）へ共有することができますので、

伊達市社会福祉課地域福祉係（024-575-1264）までお問合せください。

◎ご近所の底力！困ったときはお互いさま！

災害が発生した時は、行政機関などが様々な公的支援を行いますが、それだけでは限界があります。災害から身を守るためには、自分自身の身の安全を守る「自助」と、地域など周囲の人たちが協力して助け合う「共助」の考え方がとても重要となります。普段から地域の皆さんとのつながりを大切にしましょう。